

# 均等法前世代のライフコース選択に関する一考察

—彼女たちの自立意識とアイデンティティ—

長村淑子

## 1 研究の目的

1985年に女子差別撤廃条約が批准されてから、2015年で30年を迎える。日本も世界の国々と肩を並べて男女平等の理想に向かって歩み出したこの年、男女雇用機会均等法が成立した。当初は不備の多い内容ではありながら、これによって女性の生き方は変わると期待された法律であった。その後、国内では法や制度も次々に整備された。ところが2012年、若い独身女性の意識が専業主婦回帰に向かったことが社会を驚かせた。「家庭で家事育児を担う妻・母」という役割を負い、経済的に夫に依存しなくては生きられなかった過去の時代への意識の退行は何を意味するのだろうか。

女性の歩んできた歴史をみると、長らく教育と労働は分断され、教育の効果が職業に生かされず齟齬を生じてきたことがわかる。明治期に良妻賢母教育からスタートした女子の公教育は、第二次世界大戦後の改革で徐々に年限も課程も男女平等に改められ、今も女性の進路の偏り、高等教育課程への進学率の差の問題を残しつつも、教育においてはかなり男女の平等が進められてきた。

ところが労働においては、そうではない。第二次世界大戦後の好景気と経済の高度成長が女性労働者を増加させた一方で、核家族化によって性別役割分業が定着、「男は外で働き、女は家で家事育児をする」というイデオロギーはM字型就労を推し進め、労働における男性との格差は広がるばかりだった。1985年の均等法制定は、女性に男性と同等に働き続けることのできる道を開きながらも「男性並みに働く女性とそれ以外の労働者」を作り出し、無償労働である家事は依然として女性が担うものとされたために、「男は外、女は内と外」という新たな性別役割分業が女性の両立を阻んでいる。また近年の労働の劣化はさらに女性を不利な立場へと追いやっている。

かつて均等法が施行される直前の頃、女性の中で10%程度だった四年制大卒女子は就職難で、社会でその能力が生かせなかった。その後、社会慣行に抗えず選択した結婚退職、専業主婦という道は均等法前世代の消極的選択であったのだが、片や現代の若い女性は積極的にそれを望んでいるというのである。

「女性は期待された役割を生きていけばよい、経済的自立はする必要もなければさせてもらえない」、そういう役割期待を負った均等法前世代の女性たちは人生の岐路に立った時、何を思って、何を基準に人生の道を選択したのか。経済的な自立が望めない立場にあることは、家族関係に何らかの影響を及ぼすのか。また、その時女性自らのアイデンティティはどこに置かれるのであろうか。そしてそれぞれの人生の選択に満足を感じているのであろうか。本論では、そのような均等法前世代の女性が奥底に抱えている問題をあぶり

出すことで、女性のライフコース選択を自立という視点をふまえつつ考察していきたい。

以上のような問題意識から、均等法前世代のあえて成功モデルでもなんでもない女性をとりあげ、特に経済的自立の基となる「働く」ということをその人生の中にどう位置づけているのかに重きを置きながら、各々のライフヒストリーをアンケート調査とインタビュー調査によって明らかにしていきたい。

具体的な論点は、次のとおりである。

第一に、男性と同様に高等教育課程を修めても、社会で能力を生かす場がない、もしくは限られていることに対し、彼女たちに戦略はあったか。あるいは、なぜ戦略をあきらめたか。

第二に、他人に依存しなくては生きられない女性としての人生をどう受け止めていたか。ここでは自立を「経済的自立」、「ケア的自立」、「精神的自立」の3つに分けて主観的に測ってもらったうえで、その相関関係を探る。「経済的自立」は必要なお金を自分で稼げること、「ケア的自立」は衣食住に関する身の回りのことを人に頼らないでできること、「精神的自立」は精神的に誰か（何か）に依存せずにいられることと定義した。

第三に、自立のなかで、特に経済的自立が家庭内の人間関係にどう影響するか。

第四に、今までの人生に満足しているか。後悔があるとしたらそれは何か。

これらの論点について、まず、ライフコース選択において自己決定よりも周囲の役割期待の方が優先された時代に、それぞれの女性が自分の意思を実現するためのなんらかの戦略をもっていたのではないか。そして、既婚女性のケア的自立度はおそらく高いはずだが、他方の経済的自立と精神的自立はある程度相関関係にあるのではないか。さらに言えば、経済的自立と個々人のアイデンティティも関連しているのではないか、ということが想定できる。

## 2 調査の概要

調査の対象は、均等法施行前に社会人となった1960～62年生まれの四年制大学卒の女性20名とした。1962年生まれは均等法施行前の最後の学年である。選定の条件は、卒業後原則として正社員で就職していること、また、結婚生活を経験していることとした。

20名のうち、離婚後、現在独身の者が2名である。初職で勤続している人は1名、初職を退職した18名の勤続年数は1～7年である。退職理由は結婚が10名、出産と健康上の理由が各2名、その他の理由が4名である。再就職したのは18名中17名、そのうち現在正社員は3名、ほかに夫が自営で本人もその職員や役員を務めている者が3名である。

調査はまず、基本事項についてアンケート調査で回答してもらい、次に対面もしくは電話によるインタビュー調査を行った。

アンケート調査の項目は、属性（生年、生育地・居住地、出身大学、家族構成、初職勤続年数、退職理由、職歴）及び、「今まで進路を選択する際、どんな動機や条件でそれを決めましたか。進学、就職、結婚それぞれでお答えください」「その選択に満足していますか。

それとも後悔していますか」「後悔している方にお聞きします。あの時こうだったら違う結果があったのと思うことがあれば教えてください」「自分の生き方に影響を与えた人、目標とする人はいますか」「自分が続けて取り組んできたことがありますか(例:ライフワーク、趣味 etc.) それでは今の生活にどう生かされていますか」「自分の人生を通じて、後に続く人たち(後輩や次世代)に伝えたいことを教えてください」である。

インタビュー調査は、グラウンデッド・セオリー法による半構造化インタビューの形式で全員に向けての同じ質問をいくつか行い、あとは各々のライフヒストリーを自由に語ってもらった。共通の質問は、「妻である本人が家計から自分のための支出をする際に夫の許可を得るかどうか」と、「夫に『自分が稼いでいる』という意識があるかどうか」の2つである。

調査は2012年11月から2014年7月に実施した。

調査対象者のプロフィールは以下のとおりである。

#### 【調査対象者プロフィール】

	生年	生育地/ 居住地	出身 大学	家族構成	初職勤続年 数 退職理由	職歴		
						初	現(身分・職種)	再就職 (歳)
A	'60	兵庫/山口	私・女 文	夫 一男一女	1年 結婚	喫 大学 事務	再就職せず	—
B	'60	兵庫/大阪	私・女 文	夫 三女	5年 結婚	外資系商社 総務人事	夫の会社の役 員	49
C	'61	大阪/東京	私・女 文	夫・ 一男一女 (夫の母と 二世帯同 居)	7年 出産	航空 客室乗務員	派遣 販売事務	36
D	'61	兵庫/兵庫	私・女 文	夫	2年 他の事をし たい	メーカー 営業事務	現在は無職	25*
E	'61	兵庫/ 神奈川	私・女 文	夫 一女二男	2年 結婚	メーカー 事務	パート 販売	46
F	'61	兵庫/兵庫	私・女 文	夫 一男 夫の母	不定期で継 続	臨書道講師	夫の医院手伝 い (書道講師は休止 中)	47※
G	'61	大阪/京都	私・共 文	夫 一男一女	2年 転職	通信機 オペレータ ー	パート 特許翻訳	39
H	'61	兵庫/大阪	私・女 文	夫 二男	5年 結婚	証券 総務人事	パート 損保事務	30
I	'61	兵庫/茨城	私・女 文	夫 二女	1年 結婚	地方公務 児童福祉	派遣 研究補助	33
J	'61	兵庫/兵庫	私・共 文	夫 二女	6年 出産	通信機 オペレータ ー	正 貿易事務	37

K	'61	兵庫/兵庫	私・女 文	離婚後、両 親と同居	5年 結婚	メーカー 営業事務	パート スポーツ施設 事務	29*
L	'61	大阪/東京	私・女 文	夫 二女	3年 家業手伝い	メーカー 営業事務	現在は無職	42
M	'61	兵庫/兵庫	私・共 文	夫 二男	3年 結婚	団体 事務	正 社会福祉法人 事務長	29
N	'61	大阪/大阪	私・女 文	夫 二男	4年 結婚	メーカー 営業事務	夫の会社でパ ート	26
O	'61	兵庫/兵庫	国・共 理	離婚後、単 身	勤続中	メーカー 研究(分析)	—	—
P	'61	兵庫/岡山	私・共 文	夫 夫の母	3年 健康上の理 由	IT プログラマ ー	個人 家庭教師	36*
Q	'61	兵庫/東京	私短・女 保育 卒後専攻 科へ	夫 一女一男	1年 健康上の理 由	私立幼稚園 教諭	パート 私立保育園 保育士	39
R	'62	広島ほか/ 茨城	私・共 文	夫 二男	4年 結婚	損保 事務	パート 管理組合事務	25*
S	'62	兵庫/京都	私・女 文	夫 一男一女	3年 結婚	ホテル 宴会部門	パート 医院受付	26*
T	'62	兵庫/兵庫	私・女 文	夫	7年 遠距離で通 勤困難	メーカー 総務	正 総務事務	29

- 1) 初職については若干名の臨時職員、契約職員、短時間制正社員が存在したので、それぞれ㊟、㊞、㊟というふうに略号で表した。
- 2) 初職退職後、アルバイトで再就職したケースには\*をつけた。

### 3 調査結果と考察

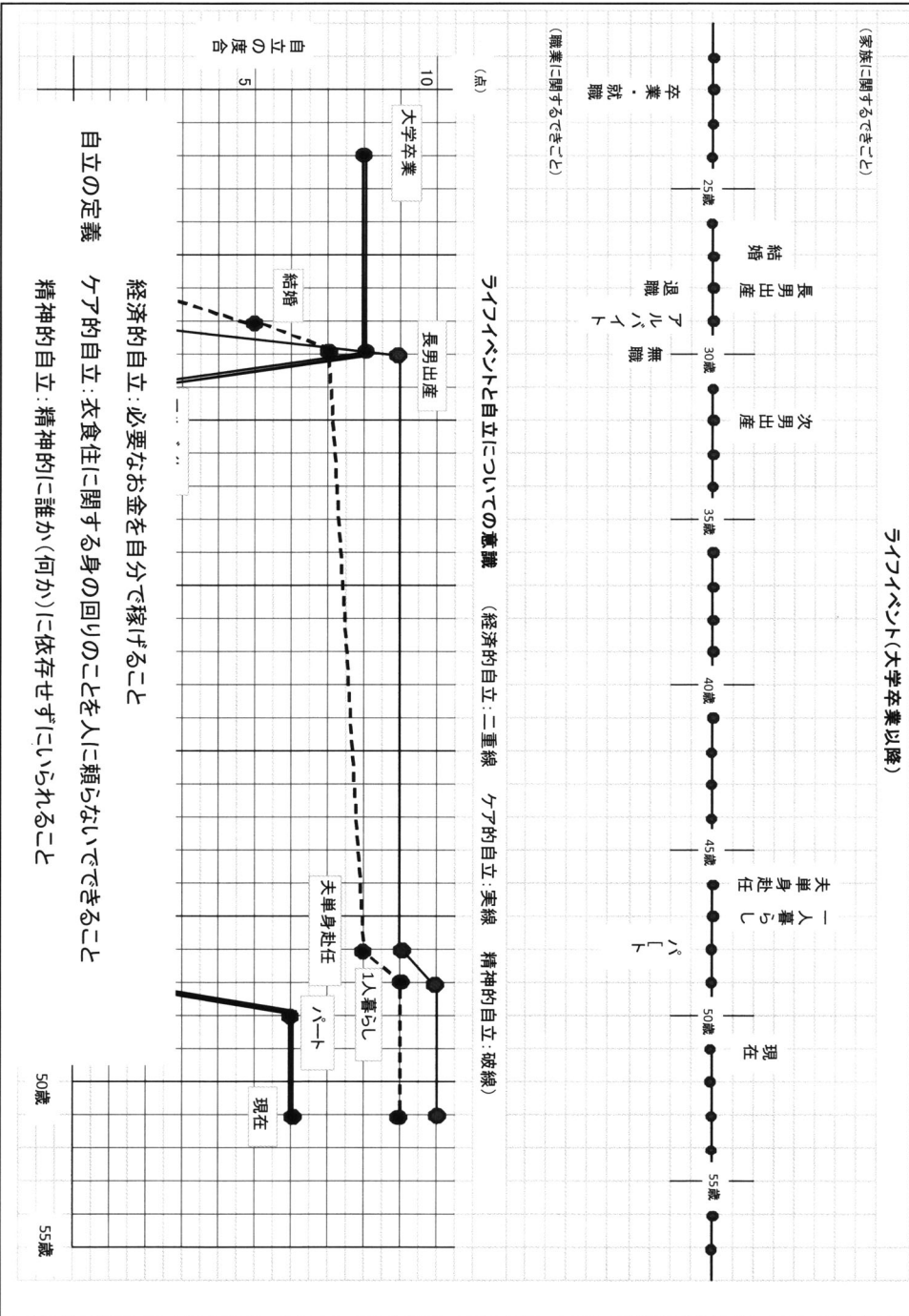
#### 3.1 ライフコース選択における戦略

##### 3.1.1 彼女たちの戦略

まず、人生を歩むにあたっての戦略についてである。

「自分の意思でなく成り行き」(I) という回答に代表されるように、均等法前世代の彼女たちの進学、就職、結婚という人生の岐路でなされた選択は、自己決定と答えた人も含め、社会や家族を含む周囲の人々の条件づけによる外的要因に大なり小なり影響を受けたケースが 8 割を占めた。進学においてははっきりとした意思が表れているのは、「短大は就職していい男を見つけるためという感じがした」(L) と、就職のためではなく学問を目的とした高等教育機関として四年制大学を選んでいることのみであり、対象者のほとんどが文系ということもあってか具体的に学びを職業に結び付けて考えることはしていない。当時は短大卒と違い四年制大卒女性の就業できる職場、職種は限定的で、しかも結婚退職は暗黙の了解であった。調査では半数以上がともかく内定がもたらえたと所に就職し、9 割の者が「一生働ける仕事と思っていたわけではない」(M) と就業継続や将来の職業生活へ

## ライフイベントと自立度の記入例



の展望を持っていなかった。また結婚においては、ほぼ全員が結婚していた時代にあって、結婚はするものだと親やまわりからの強い圧力と、それにとらわれた焦りや「1人で生きていくことへの不安」(P)にかられ、なにがなんでも結婚というわけではないが結婚しないという確たる意思もなかった者までが結婚のルールに乗せられていった。そして職場の慣行や「結婚したら家庭に入ってほしい」(A)との夫の要望に従うかたちで初職を退職し、一旦専業主婦になった者がほとんどであった。

だが、その後再就職の時には、彼女たちにそれまでとは違う意識の変化がみられるようになる。再就職を決めた理由は大きく3つあり、経済状況と自己実現、現実逃避であった。なかでも自己実現は最も多く、専業主婦生活にない緊張感、やりがい、責任感を求めて、また、妻・母役割にとらわれて「世間が狭くなる」(N)ことを恐れ、「社会とつながってほしい」(H)との思いで、時をうかがい、再就職に踏み出している。彼女たちのそれまでの人生のなかで最も戦略的なのが、唯一この再就職であった。

### 3.1.2 拠って立つ基盤の脆弱性

再就職に至るまでの間、彼女たちに進学、就職、結婚に対しての戦略らしいものはなかった。実際、自分の意思より周囲の役割期待による方向づけが優先される状況にあっては、戦略を立てることが困難というよりむしろ、戦略の立てようがなかったという方が正しい。結婚までは父親に扶養され、結婚してからは夫に扶養されるといったように誰かに依存して生きていく時、本人の人生は依存する相手の状況の変化によって簡単に変わってしまうからである。

女性の就業継続、中断、再就職についてのインタビュー調査を行った喜多加実代は、女性の就業は長らく「継起的に生じうる事情に脆弱」であり、今も「こうした状況依存性や脆弱性は過去のものとなっていない」と指摘している(石川ほか 2011: 86, 102)。

つまり、女性のライフコース選択が、様々な事情や状況に左右されてしまいやすいのは、歴史にみるとおり、女性につくられてきた像を生きなければならなかったからである。教育の充実と振興は良妻賢母主義の徹底と不可分であり、妻であり母であることへの役割期待は、女性が社会でその力を発揮し独立して生きることをよしとしなかった。男性よりも女性のライフコース選択が軽んじられてきたのは、まさにその役割期待の重さの違い、すなわち稼得主とケア役割を担う妻・母という違いに起因している。今やほとんどの女性がなんらかの賃労働に従事しているにもかかわらず、ケア役割に対しては未だに全面的に責任を負わされ、いつかようにも自分の人生をアレンジしなくてはならない宿命にあるからである。そこに女性の拠って立つ基盤の脆弱性の問題がある。

## 3.2 自立の度合

### 3.2.1 彼女たちの自立度

次に自立意識についてである。

調査結果では、予測どおり結婚を機に彼女たちのケア的自立度は上昇し、その後も高い

数値を保っていた。経済的自立度については収入にほぼ比例して推移しているため、専業主婦になった者では経済的自立度は低くなる。一方で、精神的自立度は数値に個人差があるものの、経済的自立度には左右されなかったという点は、予測と異なった。つまり、経済的自立度の低さとケア的自立度の高さは、精神的自立度にはほとんど影響していない。経済的自立度の低さをケア的自立度が補完しているようにもみえるが、はっきりとした相関関係は読み取れなかった。従って、自立度は互いに相関していないと考えられる。今回の調査で専業主婦の例に関していえば、経済的自立度は低い精神的自立度はそれに関係なく高い。経済的に自立はできていないが、精神的に自立しているかどうかはそのこととは無関係だと彼女たちは思っているのである。インタビューで得られた「主婦の価値は精神的自立」(B)という言葉がそれをよく表している。

また彼女たちは、「主婦の経済的自立は無理」(R)「日本で女性が自立するには壁が多すぎる」(P)と経済的に自立できないことを認識しつつも、それを致し方ないことと受容している。だが、再就職で自分の収入を得るようになると、経済的な自立意識に少し変化が出てくるのである。特に扶養の範囲を超えて働くようになった場合に、「(夫に何かあったら)自分が家族を支えることになるかもしれない」(I)という覚悟や、「(いわゆる)103万円の壁はないほうがいい」(Q)と考えるようになる。再就職で「お金と自信を得た」(S)と話す者もあり、自立できないまでも経済力を持つことは自信につながっていることが明らかになった。

### 3.2.2 経済的自立の必要性

前にも述べたように均等法前世代に関しては、経済的自立はする必要もなければ、させてもらえなかった。ではなぜ女性の経済的自立が必要なのか。それは、ただ単に生きていく上での経済的必要を満たすことを意味しない。女性が自立できるだけの経済力を得ることは、教育と結婚の意味を大きく変えるのである。

例えば教育において、女子は稼得主になり得ないがために男子に比べて教育期待が低く、そのことが学歴や進学先の選定(公私立の別や遊学か自宅通学かなど)に明らかな差を生んできた。インタビューのなかでは、女子の四年制大学文系への進学について「金にならないものにお金を払う文化」(P)だとする回答があったが、まさに女子の高等教育は「金にならない」からこそ軽視されてきたのである。これは、女性が自立できるだけの経済力を持つことができるようになれば、女子教育の意義も機会もはるかに大きくなることを意味する。

また結婚においては、ケア労働である無償労働(アンペイドワーク)は女性の役割とされてきた。女性はケア労働に向いているとの根拠の薄い特性論に加え、稼得主ではないことから、ケア役割を全面的に担わされたのである。かくしてケア役割を担っているために男性並みには働けず、低賃金で経済的自立が不可能になるという悪循環が続いた。今のままでは女性の仕事への意欲さえも、「安い」仕事だから、「家事の片手間」仕事だからと一

律に低く見積もられてしまうのである。だが、女性が経済力を持てば、家庭の中であらためてケア労働の捉え直しが行われるであろう。同様に、労働市場において低評価、低賃金のいわゆる女性職についても捉え方が変わるに違いない。

### 3.3 自立度とアイデンティティ

#### 3.3.1 彼女たちのアイデンティティ

ここでは自立の度合特に経済的自立が及ぼす家庭内の人間関係への影響について考える。インタビュー調査のブレットウィナー・イデオロギー（男性稼ぎ主思想）に関する質問結果において、家計についての妻の裁量は夫から尊重されており、「(妻の出費に対して)とやかく言うことはない」という夫が全員だった。だが、半数以上の妻が出費にあたって夫の承諾を求めたり、中には「養われているというのが嫌」(S)と自分のための出費は自分で出す者も複数あった。彼女らは経済的な依存への引け目や後ろめたさを持っており、夫が得た賃金が家族のものになってしまうことに「かわいそう」(R)と同情する。夫の側は結婚に際して妻に家庭に入るよう望んだり、再就職時に「自分をすり減らしてまで働かなくていい」(D)と、妻に家事を担い自分をサポートしてくれる役割を期待し、あくまでも自分が稼得主であることにこだわっている。ブレットウィナー・イデオロギー自体が、経済の成長期という時代と男性優位主義が手を結んで成功したモデルであるということは、上野千鶴子が『家父長制と資本制』で詳細に述べているとおり（上野 1990）で、まさに均等法前世代はその恩恵を享受した世代であるのだが、調査の結果から夫と妻双方にブレットウィナー・イデオロギーが内在化していることが判明した。

では、経済的自立と個々人のアイデンティティの関係はどうだろうか。確かに調査対象者のほとんどが専業主婦もしくは扶養内で働く兼業主婦で、夫に経済的に依存しなくてはならない存在であるが、彼女らは自分が家事育児というケア役割を全面的に引き受けて夫と性別役割分業を行うことを、決して喜んで受け入れているわけではない。

調査対象者のうち子どもを持った者は皆「子どもは親が自分で育てるもの」(G)と自らの親世代のジェンダー観を受け継いで子育てへの責任感に強くとらわれているが、その一方で、「専業主婦」への違和感、母役割に没頭してしまうことへの危機感や嫌悪感を述べ、複数が再就職時に「家にいるだけで終わりたくない」と回答している。決して結婚して家の中で家事育児を引き受けることに生きがいを見出し、自身のアイデンティティをそこに置いていたわけではないのである。実際、夫の長時間労働や転勤を考えると物理的に分業を肯定せざるを得ず、彼女たちはあくまでも合理的な家族形態として「夫が稼ぎ、妻は家事育児」という性別役割分業による家庭を形成したにすぎないといえる。

#### 3.3.2 世帯内貧困

ブレットウィナー・イデオロギーに基づき夫1人が働いて家族賃金を得ることで生じる弊害に、世帯内貧困の問題がある。夫の稼ぐ家族賃金は世帯内の家族に等しく分配される



ことが前提であるが、その分配がきちんとできているかどうかは検証のすべがない。今回の調査対象者には、夫婦間で経済的な問題を抱えている者はいなかった。だが、室住眞麻子が述べるように、世帯にいつも公平な分配を期待できるとは限らない。女性や子どもが世帯の中で経済的に貧困であったとしても、それは夫の収入におおい隠され、見えなくなってしまう。日本では特にシングルマザーとその子どもの貧困が長く指摘されてきたが、自ら収入と老後の保障を得てこなかった高齢女性の貧困の深刻化も叫ばれており、均等法前世代にとってそれはまさに喫緊の問題であるのだ。インタビューのなかで、P は子どもがいないこともあり「今の自分にとっての経済的自立と言えば、それは夫の死後が前提」なのだと言ったが、従来の『家族だのみ』・『男性本位』・『大企業本位』（室住 2006: 89）の福祉政策ではジェンダーによる貧困の問題は解決できなくなっている。

### 3.4 人生への満足度

#### 3.4.1 彼女たちの満足と後悔

ここでは彼女たちの人生への満足度について考える。自らのライフコース選択について調査対象者は「おおむね満足」と半数以上が答え、全面的な後悔を述べる者はいなかった。だが実は、「もっと考えるべきだった」（P）、「もっと主張すれば自分の意思を通すこともできたのではないか」（A）とどこかに後悔や未練を抱えていることがわかった。特に仕事に関して「一応家庭大事」（H）「家庭より仕事に没頭しそうだから」（E）とあえて家庭との両立をめざす裏には、実はもっとバリバリ仕事をしたい、自分の能力を試すチャンスにも挑戦したいという意欲が透けて見える。また、「仕事をした期間が短いことで自分に自信が持てず、一歩が踏み出せない」（A）、「（何かを）極めたい。いろいろなことが中途半端だったので」（K）という語りには、奥底に抱えた忸怩たる思いとともに、一様ではない「満足」の実体が表れている。

#### 3.4.2 エンカレッジの必要性

四年制大学を卒業し、社会に出て仕事で力を発揮したいと思ってもそれが中断させられてしまう状況は、今もほとんど変わっていない。日本においては女性の教育歴の高水準が雇用率の増大に結びついておらず（室住 2006: 130）、出産・育児を経て働き続ける女性は3割しかいない。その理由を西村純子は「日本の労働市場で出産・育児期にある女性が働ける、働き続けることのできる職場や仕事が非常に限定的」で、「1960年代・1970年代生まれの女性が『変われなかった』理由は、そこにある」（西村 2014: 95）と述べた。あわせて出産後の就業キャリアが学歴ではなく職種によって左右され、出産・育児退職した女性がキャリア形成できるポジション自体が企業に用意されていないとも記している（西村 2014: 123）。

しかし、せつかくの高いポテンシャルを備えた女性たちに、中途退職への後悔ややり残したという思いを抱かせたままその力を活用できずにいることは、社会にとっても大いな

る損失であると言わねばならない。女性たちに何らかのエンカレッジをし、その力を引き出すことは、後に続く世代の女性のロールモデルをつくるうえでも重要である。

#### 4 まとめ

均等法前世代の女性のライフヒストリーをたどり、自立意識とアイデンティティの関係をみてきた結果、明らかになったことは以下の四点である。

第一に、ライフコース選択において彼女たちは戦略といえるものを持っていなかった。正しくは、戦略の立てようがなかったといえる。

第二に、彼女たちの自立意識をみると、経済的、ケア的、精神的それぞれの自立度には関連がみられず、各々独立していた。特に、経済的自立度の高低にかかわらず精神的自立度が高いことが目立っていた。

第三に、自立度とアイデンティティについてであるが、本人にもその夫にも「夫が稼得主である」とするブレッドウィナー・イデオロギーが内在化しており、彼女たちは経済的に夫より劣位にあることを受容していた。夫が外で働き、妻が家事育児をするという性別役割分業を最も合理的な家族形態として甘んじて選択しつつも、彼女たちは経済的に自立できず夫に依存していることに対して引け目を感じている。同時に、妻・母役割に没頭し、そこにアイデンティティを置くことに非常に慎重である。経済力の差が夫婦の関係にある一定の影響を与えていることもうかがえた。

第四に、彼女たちの人生への満足度は高かったが、満足という答えの裏に、自分の意思を実現できなかつたり、やり残したという後悔の念や自信のなさを抱えていることがわかった。

均等法前世代は新しい時代への揺れを間近に感じながらも、つくられてきた女性像、すなわちケア労働を担う役割を負った女性を生きることを選択させられた世代である。父親や夫という男性に経済的に依存しケア役割を生きる時、女性はいつでもその役割のために人生のアレンジを余儀なくされた。女性が人生の戦略を持ち得なかった原因に、そうした拠って立つ基盤の脆弱さがあることが指摘できる。

また、稼得主である男性と無償のケア労働を担う女性という役割の違いは、教育期待や賃労働における対価に反映され、さらに女性を経済的に低い立場に追いやっている。女性が経済的に自立することが教育と結婚の意味を大きく変え、有償、無償を問わずその労働の意味を問い直すことは間違いない。

人が自立して人生を歩むことは、ライフコースの選択においてまず尊重されねばならない。女性の生きる場所がますます広がり、そのアイデンティティのありかも内役割にとどまらず多様になっている今、女性が経済的に男性に依存し、その反面で男性がケア的に女性に依存する関係を構築し直すこと、そして、双方の経済的自立<sup>1)</sup>、ケア的自立<sup>2)</sup>、精神的自立を可能にするような社会システムをつくっていくことが急務である。

## [注]

- 1) ここでいう経済的自立は男性モデルの無限定な働き方を前提とするものではなく、あくまでも普通に働いて自分ひとりを養えるという意味での自立を指す。そのためには、生き方で不公平にならない雇用制度や税・社会保障制度により、ライフイベントに合わせてどのような働き方をするのか（働かないという選択肢も含めて）を自由に決められることが必要である。
- 2) ケアの自立は生命の維持と尊厳にかかわるという認識のうえで、働き方を見直し自分自身のケアを可能にすることである。昨今ケアサービスの商品化が進みつつあるが、サービスを買える層と買えない層の間に新たな格差を生むことと、過度の分業によってケア労働従事者が社会的に下層に位置付けられてしまうおそれを指摘しておきたい。

## [参考文献]

- 石川由香里・杉原名穂子・喜多加実代・中西祐子，2011，『格差社会を生きる家族——教育意識と地域・ジェンダー』有信高文社。
- 小山静子，2002，『子どもたちの近代——学校教育と家庭教育（歴史文化ライブラリー）』吉川弘文館。
- 櫛田眞澄，2002，『男女平等教育 今まで、これから』ドメス出版。
- キャシー・シャーマズ，2008，『グラウンデッド・セオリーの構築——社会主義からの挑戦』ナカニシヤ出版。
- 目黒依子・矢澤澄子・岡本英雄編，2012，『揺らぐ男性のジェンダー意識——仕事・家庭・介護』新曜社。
- 文部科学省，2015，「学制百年史」，文部科学省ホームページ，（2015年1月5日取得，[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317552.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317552.html)）。
- 室住眞麻子，2006，『日本の貧困』法律文化社。
- 中川昌代，2000，『働く女性』文眞堂。
- 西村純子，2014，『子育てと仕事の社会学 女性の働き方は変わったか』弘文堂。
- 大理奈穂子・栗田隆子・大野左紀子，2014，『高学歴女子の貧困——女子は学歴で幸せになれるか』光文社。
- 尾崎ムゲン，1999，『日本の教育改革——産業化社会を育てた130年』中公新書。
- 佐藤博樹・武石恵美子編，2014，『ワーク・ライフ・バランス支援の課題——人材多様化時代における企業の対応』東京大学出版会。
- 千田有紀・中西祐子・青山薫，2013，『ジェンダー論をつかむ』有斐閣。
- 橘木俊詔，2011，『女性と学歴』勁草書房。
- 竹信三恵子，2013，『家事ハラスメント——生きづらさの根にあるもの』岩波書店。
- 谷富夫・芦田哲郎編著，2009，『よくわかる質的社会調査 技法編』ミネルヴァ書房。
- 筒井淳也，2014，「男女雇用機会均等法では『共働き』を実現できない」，SYNODOS，（2015年1月5日取得，<http://synodos.jp/society/9733>）。
- 上野千鶴子，1990，『家父長制と資本制』岩波書店。
- 上野千鶴子，2014，「安倍政権の女性施策は勘違いばかり 女性に不利な働き方のルールを変更せよ」，WEBRONZA，（2015年1月5日取得，<http://webronza.asahi.com/journalism/articles/2014121000001.html>）。

横山文野, 2002, 『日本の女性政策』 勁草書房.

所属 : 山口市男女共同参画ネットワーク

E-mail アドレス : [amys3919gamgam@nexyzbb.ne.jp](mailto:amys3919gamgam@nexyzbb.ne.jp)